

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 社会教育・文化財保護課 1頁

○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 教 職 員 課 2頁

○ 三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例 特別支援教育課 3頁

お 知 ら せ

令和5年3月20日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(略)

(三重県立美術館条例の一部改正)

第二条 三重県立美術館条例(昭和五十七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第一条 三重県立美術館(以下「美術館」という。)を津市に設置する。	(設置) 第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十八条の規定に基づき、三重県立美術館(以下「美術館」という。)を津市に設置する。
(美術館協議会) 第三十七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(美術館協議会) 第三十七条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(略)

(斎宮歴史博物館条例の一部改正)

第四条 斎宮歴史博物館条例(平成元年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第一条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する	(設置) 第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)

ため、斎宮歴史博物館（以下「博物館」という。）を明和町に設置する。

第十八条の規定に基づき、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、斎宮歴史博物館（以下「博物館」という。）を明和町に設置する。

（三重県総合博物館条例の一部改正）

第五条 三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第二十七条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第二十七条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見 勝之

三重県条例第十七号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県立学校職員の定数）</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 <u>二、八六七人</u> 事務職員及び技術職員 <u>二五三人</u> その他の職員 <u>五七人</u> 計 <u>三、一七七人</u></p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 <u>一、三三三人</u> 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一三人</u> 事務職員 <u>七九人</u> その他の職員 <u>三人</u> 計 <u>一、三〇八人</u></p>	<p>（県立学校職員の定数）</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 <u>二、八九六八人</u> 事務職員及び技術職員 <u>二五五人</u> その他の職員 <u>五七人</u> 計 <u>三、二〇八人</u></p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 <u>一、二〇六八人</u> 栄養教諭及び学校栄養職員 <u>一三人</u> 事務職員 <u>八二人</u> その他の職員 <u>三人</u> 計 <u>一、三〇四人</u></p>

(市町立学校職員の定数)

第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)
 - 校長及び教員 五、九一九人
 - 養護教員 三五二人
 - 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇九人
 - 事務職員 三六七人
 - 計 六、七四六
- 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
 - 校長及び教員 三、三四五人
 - 養護教員 一五二人
 - 栄養教諭及び学校栄養職員 三三人
 - 事務職員 一七五人
 - 計 三、七〇四人

(市町立学校職員の定数)

第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)
 - 校長及び教員 五、九四九人
 - 養護教員 三五〇人
 - 栄養教諭及び学校栄養職員 一二二人
 - 事務職員 三七一人
 - 計 六、七八二
- 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)
 - 校長及び教員 三、三三〇人
 - 養護教員 一五〇人
 - 栄養教諭及び学校栄養職員 二八人
 - 事務職員 一七四人
 - 計 三、六八二

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和五年三月二十日

三重県知事 一見 勝 之

三重県条例第十八号

三重県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

三重県立特別支援学校条例(昭和三十九年三重県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称、設置する部及び位置等)			(名称、設置する部及び位置等)		
第二条 特別支援学校の名称、設置する部及び位置は、次の表のとおりとする。			第二条 特別支援学校の名称、設置する部及び位置は、次の表のとおりとする。		
名称	設置する部	位置	名称	設置する部	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立杉の子特別支援学校石葉師分校	中学部及び 高等部	鈴鹿市	三重県立杉の子特別支援学校石葉師分校	高等部	鈴鹿市
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において三重県立杉の子特別支援学校中学部知的障害教育部門に在学している者は、この条例の施行の日に三重県立杉の子特別支援学校石葉師分校に在学しているものとする。

(準備行為)

- 3 この条例に基づき設置される中学部への入学に係る必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会